

## 本日の専門調査会で検討を予定している事項

## 1. 前回の専門調査会の主な議論

## (1) ヒト受精胚はどのような存在か。

前回の主な議論  
最終的には、統一的な考えは必ずしも出てこないかもしれないが、主な意見を2～3つくらいに整理すべき。

## &lt; 前回の議論を踏まえた意見の整理 &gt;

人ではない。しかし、物でもなく、人の命の始まりとして十分尊重すべき存在。

やがて人になりうる存在と現実に人である存在との違いがあり、同じ人権を認めるということには直ちにつながらない。

( 余剰胚や特定胚についてはどう考えるか [ 2 . (1)(2) ] )

## (2) 研究利用を目的としたヒト受精胚の作成についてどう考えるか。

## &lt; これまでの主な意見 &gt;

研究利用を目的としたヒト受精胚の作成は認められるか。

ヒトで研究しないとわからない研究については例外的に認めることとし、その際の手続きを整備すべき。それ以外の研究については動物実験で行うべき。

研究利用を目的としたヒト受精胚の作成は、相当の理由がなければ認められないが、現時点では認めるに値する理由はないと考える。

研究利用を目的としたヒト受精胚の作成は、ヒトの手段化につながるおそれがあることから認められない。

体外受精の研究において、結果的にヒト受精胚が作成されてしまう場合についてどう考えるか。

生殖補助医療の研究のためであれば受精胚を作ることやむを得ない場合があると思うが、どういう研究であれば作ることが認められるのかという基準を明確にするべき。

研究目的によっては、夫婦間のみならず第三者提供の配偶子を使用することも必要となってくるため慎重に検討するべき。

生殖補助医療を是とすると、そのためであれば受精胚が作成される研究も認めるということにならざる得ない。しかし、現在の生殖補助医療のすべてを医療として認めるかどうかは疑問。その点をまず議論した上で、社会的に認められる生殖補助医療のための研究については、動物で出来ない場合に限り認めるというようにするべき。

## 2. 本日の専門調査会で検討を予定している事項

### (1) 余剰胚の研究利用についてどう考えるか。

余剰胚はどのような存在か。ヒト受精胚と位置づけは変わるのか。

<これまでの議論における主な意見>

既に余剰胚からES細胞を作成することを認めており、人とは考えられないのではないか。

余剰胚が作られることをどう考えるか。

<これまでの議論における主な意見>

そもそも余剰胚を作り出して良いのかを考えることが必要。

余剰胚を作らないとすると、未受精卵の採取回数が増加し、かえって母体への負担が重くなるので現実的には難しい。

余剰胚であればどのような研究利用も認められるのか。

そうでないとするならば、どのような場合にどういう条件で余剰胚の研究利用が認められるのか。

<条件の例>

- 研究の要件（有用性、動物実験でかなり実施されていること）
- 胚の要件（インフォームド・コンセントが適切に取得されていること）

また、研究以外の利用（産業利用等）についてはどう考えるか

<現状>

- ・ これまでに余剰胚からES細胞を樹立し使用することは個別審査を前提に認めてきている。
- ・ また、生殖医学発展のための基礎研究並びに不妊症の診断治療に貢献する目的の研究は産婦人科学会の会告に従って行われている。

(2) 特定胚の作成、操作、利用等についてどう考えるか。

特定胚はどのような存在か。ヒト受精胚と位置づけは変わるのか。  
また、胚を構成している組織の由来によって位置づけは変わるのか。

<胚を構成している組織の由来の組み合わせ>

a . すべての組織がヒト由来の胚 :

人クローン胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、ヒト集合胚

b . ヒト由来の組織と動物由来の組織が混ざっている胚

・基本的にヒト : ヒト性融合胚

・基本的に動物 : 動物性集合胚、動物性融合胚

・どちらとも言えない : ヒト性集合胚、ヒト動物交雑胚

どのような場合にどういう条件で特定胚の作成、操作、利用等が認められるのか。

<条件の例>

- 研究の要件 (有用性、動物実験でかなり実施されていること)
- 胚の要件 (インフォームド コンセントが適切に取得されていること)

<現状>

特定胚のうち、動物性集合胚については、有用性があるとともに、基本的に動物であることから、個別審査を前提に研究のための作成・使用を認めている。(参考参照)

諮問第4号「特定胚の取扱いに関する指針について」に対する答申  
(平成13年11月 総合科学技術会議)(抜粋)

1. 特定胚の作成、使用等の考え方について

(2) 各特定胚について

人クローン胚は、免疫拒絶反応のない移植医療・細胞治療に関する研究など有用性は一番高いが、法律で禁止している人クローン個体作りに用いられるおそれがある。いずれにしても、人クローン胚の作成は、新たにヒト胚を作成することに当たるため、今後のヒト受精胚の取扱いに関する議論を待って判断するべきである。

ヒト動物交雑胚及びヒト性集合胚は、法律で禁止している交雑個体作りに用いられるおそれがある上に、研究の有用性は当面想定されていないことから、当面はそれらの作成及び使用を認めるべきではない。

ヒト性融合胚は、初期化の研究や免疫拒絶反応のない移植医療・細胞治療に関する研究など有用性はあると考えられるが、法律で禁止している交雑個体作りに用いられるおそれもある。いずれにしても、ヒト性融合胚の作成は、新たにヒト胚を作成することに当たるため、今後のヒト受精胚の取扱いに関する議論を待って判断するべきである。

ヒト胚分割胚は、不妊治療研究など、研究の可能性は考えられるが、有性生殖による一卵性多児の人工的産生につながる可能性がある上に、基礎研究としても疑問があり、当面はその作成及び使用を認めるべきではない。

ヒト胚核移植胚は、ミトコンドリア病等の予防・治療などに対する医学的な有用性はあるが、研究によっては他の代替手段もあり、有性生殖による一卵性多児の人工的産生につながる可能性もある。いずれにしても、ヒト胚核移植胚の作成は、新たにヒト胚を作成することに当たるため、今後のヒト受精胚の取扱いに関する議論を待って判断するべきである。

ヒト集合胚は、初期胚段階での細胞治療の研究などに用いる可能性はあるが、有用性が低いことから、当面はその作成及び使用を認めるべきではない。

動物性集合胚は、動物体内での移植用臓器の作成研究など有用性が認められるとともに、基本的に動物であることから、個別審査を前提に研究のためにこれを作成し使用することは認めてよい。

動物性融合胚は、研究の有用性が当面想定されていないことから、当面はその作成及び使用を認めるべきではない。